

【論 説】

(特集：ジャウィ月刊誌『カラム (Qalam)』研究)

イスラムと近代

連載記事「クルアーンの秘密」に見るイスラム近代主義

國谷 徹

はじめに

本論は、雑誌『カラム (Qalam)』の連載記事「クルアーンの秘密：知識と哲学の観点から (Rahsia al-Qur'an: dari segi ilmu dan falsafah)」を題材として、20世紀前半の東南アジアにおけるイスラム近代主義の一側面を考察しようとするものである。このような視点から見たとき、『カラム』は主に以下の3つの点で重要である。第一に、ジャウィ雑誌として当然ながらイスラムに関する記事が多く、教義の解説やイスラム史上の重要人物の伝記などといった記事や、エジプトをはじめ他のイスラム地域の政治情勢などを取り上げた記事も多く掲載されたことである。特にムスリム同胞団 (Jamiya al-Ikhwan al-Muslimin) に対する関心の高さは、本論でも触れるように『カラム』の重要な特徴の一つである。第二に、『カラム』がシンガポール・マラヤにとどまらず、インドネシア、特にスマトラを含む広い範囲のムスリムを対象として想定していたことである。そして第三に、1950-60年代という発行時期である。マレーシア・インドネシア両国の政治史において重要な時期というだけでなく、上述したように東南アジアにおける近代主義とその後のイスラム思想・運動との関連を考える上でも重要といえる。本論は以上のような視点から、『カラム』初期の代表的な連載記事のひとつを取り上げ、同誌において表明されたムスリム知識人の思想の一端を明らかにすることを試みる。

I 連載記事「クルアーンの秘密」：基本的特徴

『カラム』誌上ではイスラムに関する記事が数多く見られるが、例えば神学や法学、法源学などといった古典的イスラム諸学そのものを扱った記事は多くはない。『カラム』の言説そのものは概ね近代的ジャーナリズムのそれであり、近代社会に生きる一般ムスリムを读者として想定しているように見える。そうした中であって、本論で取り上げる連載記事「クルアーンの秘密」は、クルアーン解釈学 (タフシール Tafsir al-Qur'an) の専門家、

かつ近代主義的改革思想の持ち主として知られたウラマーによるクルアーン解説であり、かつ長期間にわたって連載されたという点で注目に値する。本論ではこの連載記事の分析によって、『カラム』の言説空間の中でウラマーによるクルアーン解釈学がどのように解説され、提示されるのかを示す。この問いを通して、近代派ウラマーが近代社会の中でのイスラムのあり方・役割をどのように考えていたのかを考察したい。

この連載記事は『カラム』第 10 号（1951 年 5 月）に第 1 回が掲載され、以後、第 47 号（1954 年 6 月）まで、全 31 回にわたって（途中数度の休載をはさみながら）連載された。著者アブドゥッラー・バスメー（Abdullah Basmeh; 1913-1996 年）は、20 世紀半ばにマラヤ・シンガポールで活動したウラマーで、クルアーン解釈学で知られた他、一般向けのイスラムに関する解説・啓蒙書の類も幾つか執筆している。『カラム』創始者のエドルスとも関係が深く、シンガポールにおけるムスリム同胞団（al-Ikhwān al-Muslimin）の創設（1956 年）に際して中心的役割を果たしたと言われる（山本, 2003 : 69）。その詳しい経歴や思想的背景等に関してはこれまでほとんど研究が見られないが¹、本論でその一端を明らかにするように、エジプトの“本家”ムスリム同胞団から強い影響を受けた改革主義的思想の持ち主であると思われ、彼の思想は東南アジアにおけるイスラム改革主義思想の系譜を考えるうえで重要であろう。

バスメーは『カラム』誌上において、この連載記事の他にも、「イスラムにおける離婚問題」などといった論説、エジプトのムスリム同胞団など同時代の中東事情の紹介、イスラム史上の著名な人物の評伝など、多彩な記事を執筆している。この連載記事においても、著者の基本的なスタンスは、クルアーンの内容を一般のムスリムに分かりやすく解説し、現代社会で生活するうえでの道徳・価値観の基準とするように勧める、という啓蒙的なものであり、たとえ話なども交えた平易な筆致で書かれている。記事は毎回 2-5 ページ程度の長さで、一定のテーマに基づく内容が数回に分けて掲載され、また次のテーマに移る、という体裁が基本である。

ただし、著者は自らが直接クルアーンの内容を解説するのではなく、特に連載前半においては、20 世紀初頭に活躍したエジプトのウラマー、タンターウィー・ジャウハリ（Tantawi Jawhari; 1862-1940 年）によるクルアーン解釈を紹介する、という体裁をとる。タンターウィーは 20 世紀初頭のエジプトにおける代表的なクルアーン解釈学者であり、特に“科学的”クルアーン解釈と呼ばれる方法の唱道者として知られる。即ち、神の最後の啓示であるクルアーンはあらゆる真理を含んでおり、当然、西洋近代科学の成果も全てクルアーンの中に既に明示されている、との論理によって、クルアーン解釈の立場から近代科学・技術の導入を正当化するとともに、エジプト社会の近代化を通じた西洋植民地主義

¹ マラヤ大学図書館のウェブサイトで検索すると、バスメー自身の著作の他に、バスメーのクルアーン解釈学について論じた学位論文が数点見つかる。

の打倒を主張した改革主義者である²。またムスリム同胞団の創始者ハサン・バンナー (Hasan al-Banna) とも親交があり、1933年には、短命であったとはいえ同胞団の初の機関紙 “Jaridat al-Ikhwan al-Muslimin” の初代編集長に就任している (Lia, 1998:97, 123) ³。

タンターウィーの著作は東南アジアでも改革主義的なムスリム、いわゆるカウム・ムダ (kaum muda) ⁴の間で広く読まれていたようである。1920年代の半ば頃には、カイロに留学したインドネシア人ムスリムの多くが彼の教えを受けており、またタンターウィーもインドネシアからの留学生の受け入れに積極的であった。他方で、彼の近代主義的イスラム改革の主張は、当時のムスリム知識人の中で論議を呼ぶものでもあった。当時のオランダ領東インド植民地政府は、彼の著作がムスリムの改革派と守旧派との論争を過激化させることを恐れ、その出版・流通を禁止していた (Laffan, 2003: 136, 217-218)。

連載第1回 (Qalam, 1951.5: 28-29) の冒頭で、著者バスメーはタンターウィーの代表作である26巻におよぶクルアーン注釈書『クルアーン解釈の本質 (Al-Jawahir fi tafsir al-Qur'an al-qarim)』を取り上げ、そのクルアーン解釈が「現代の進歩的知識や哲学に適合した」ものであるだけでなく、「...古代エジプト、ギリシャ、ローマ、ペルシア、ユダヤ、インド、中国、そして現在の西洋文明など古今東西の知識・学問をも含んだ、イスラムの百科事典とも言えるものである。それら諸民族の諸学問は詳しく研究され、イスラムの教えに適合するものとして提示される...」と述べている。即ちバスメーは、タンターウィーのクルアーン解釈学が近代の文明と進歩的価値観に適合し得るものである、と考えるがゆえに、その思想を『カラム』読者に紹介しようとするのである。さらに連載の後半では、タンターウィーだけでなく、ムハンマド・アブドゥ (Muhammad Abduh)、ラシード・リダー (Muhammad Rasyid Rida) など著名なイスラム改革主義者の著作も頻繁に引用される。この連載記事は、近代主義的イスラム改革運動の思想—イスラムの自己革新、イスラムと近代文明の調和—を『カラム』読者に伝えようとするものといえる。

連載各回の副題は下記のとおりである。紙幅の都合上、全てを取り上げて分析することはできないが、以下では幾つかの主要なテーマを取り上げて分析を行う。

² クルアーン解釈学におけるタンターウィーの位置づけについては (Baljon, 1961: 5-6, 88-98)、(Jansen, 1980: 44-46)を参照。

³ ただし、タンターウィーの同胞団に対する思想的影響については先行研究では明らかではない。これまでの同胞団研究がどちらかといえば運動の歴史的展開に焦点を当て、その思想的背景に関する分析が比較的少ないことがその背景として挙げられる (横田, 2006:8-9)。

⁴ 東南アジアにおいては20世紀初頭以降、『マナール (Al-Manar)』など中東で出版された雑誌等の流入、現地における類似の雑誌類の出版などを契機としてイスラム改革主義が広まった。彼ら改革主義者たちは一般に“カウム・ムダ (若いグループ)”と呼ばれ (または自称し)、伝統的イスラム諸学の堅持を主張する伝統派・守旧派“カウム・トゥア (古いグループ)”との間で激しい論争を繰り広げた。20世紀前半における彼らの主張は基本的に近代主義的であるが、“カウム・ムダ”という言葉じたいはもう少し広く、やや漠然と“進歩派、改革派”を指して用いられる。(Noer, 1973)、(Abdullah, 1971)などを参照。

- 第 1-4 回 副題なし (タンターウィーの人物・業績を紹介)
- 第 5 回 (クルアーンの) 社会への影響 (Kesannya kepada masyarakat)
- 第 6 回 (クルアーンの) 道徳への影響 (Kesannya kepada akhlak)
- 第 7 回 (クルアーンの) 学問への影響 (Kesannya kepada ilmu pengetahuan)
- 第 8 回 騙されるな! (Hubaya2 jangan teperdaya!)
- 第 9 回 イスラムの正義は味方も敵も覆う (Keadilan Islam meliputi kawan dan lawan)
- 第 10-14 回 ウンマの興亡 (Kenaikan sesuatu umat dan kejatuhannya)
- 第 15 回 飲酒と賭博は社会の害毒である (Arak dan judi racun masyarakat!)
- 第 16 回 賭博の危険性と害 (Bahaya judi dan bencananya)
- 第 17 回 イスラムのウンマの病 (Penyakit umat Islam)
- 第 18 回 イスラムのウンマの分裂 (Perpecahan umat Islam)
- 第 19-21 回 様々な時代・場所に適応したイスラム法 (Hukum2 Islam sesuai bagi tiap2 tempat dan masa)
- 第 22 回 信仰篤い人々：試練に耐える (Orang2 yang beriman: tahan menerima ujian)
- 第 23 回 道徳の悪化は災難の結果ではない (Akhlak yang buruk bukan hasil penderitaan)
- 第 24 回 軽視された責任 (Tanggungjawab yang dipercuikan)
- 第 25-26 回 完全な信仰を持つ人々 (Orang2 yang sempurna imannya)
- 第 27 回 夫婦の絆 (Perikatan suami istri)
- 第 28-29 回 美しく輝く“アッラーの光” (“Nur Allah” yang indah cemerlang)
- 第 30-31 回 神を畏れる人々の態度 (Sifat2 orang yang takwa)

II 記事の内容分析 (1) : クルアーン解説

本節では、上述した問題意識に基づき、特に近代主義的思想の表出のされ方に注意を払いながら、実際の記事の具体的内容を分析する。連載記事の最初に扱われるテーマは、連載の表題が示すとおり、クルアーンの内容解説である。

連載第 4 回から第 7 回においてバスメーは、「1928 年 8 月にイギリス・オックスフォードで行われた東洋学関係の会議 (詳細は不明)」において報告されたタンターウィーの論説「クルアーンとその言語・科学・社会・道徳への影響」の内容を詳細に紹介し、彼のクルアーン解釈の具体例を示している。ここでは、個別のトピックごとにそれに対応するクルアーンの具体的な章句を (アラビア語で) 数多く掲げ、その後その章句の解釈と解説がなされる、という叙述形式がとられている。

第4回 (*Qalam*, 1951.8: 29-30) では導入として、クルアーン自体の基本的な特徴を解説する。まず、クルアーンは「...アッラーから下された真の啓典であり、それ自体が奇跡であり永遠である。その真正性については、時代を問わず常に絶対であり、これに疑いを持つことは許されない。それは、神を畏れ、アッラーの命令に従う人々のための導きの書である...」と、その基本的性質を規定する。この点のごく正統的・一般的な解釈と言える。

次いでクルアーンの内容を概観する。最初に「クルアーンの内容には、現世と来世において人々が必要とする全てのことが含まれている」と述べられるが、ここにはバスメーによる注釈が付けられている：「...これは、クルアーンの中に全てのことが、例えば皮を剥いてすぐに食べられるようにしたバナナのように、あからさまに目の前に提示されているという意味ではない。実際には、クルアーンの全ての章句の中から、イスラムのウンマがこれを調べ、探求し、その秘密を発見することが望まれている。かつて我々の祖先はそうにして輝かしい文明を築いたのであり、今日では西洋人たちがそれを継承し、改良している...」。ここでは、時代状況に合わせたクルアーンの再解釈を主張したイスラム改革主義の主張と、イスラムを継承したのが西洋近代文明であるとする近代主義イスラムの主張とが明確に表れている。

次いで、クルアーンの内容が12のジャンルに分類できると述べる。それらは以下の通りである：①教義（いわゆる六信）に関すること。「牝牛」章第285節など、多数の章句が該当する。②義務（いわゆる五行）に関すること⁵。「牝牛」章第2、110、183節や「イムラーン一家」章第97節など。③命令と禁止に関すること。善行を命じ悪行を禁じる内容である。④信仰者と不信仰者のそれぞれの運命に関すること。⑤クルアーンの内容を曲解する人々に関すること。⑥過去の預言者たちの歴史。⑦社会に関する法。例えばザカート（喜捨）の徴収と分配に関すること。⑧政治に関する法。為政者への服従や、契約の履行に関して。⑨不浄に関する法、いわゆる同害報復刑について。⑩民法や商法。利息の禁止など。⑪戦争に関する法。捕虜の扱い、戦利品の分配など。⑫助言や導き。

以上の基本的な解説を踏まえて、記事は本題であるクルアーンの様々な方面への影響についての議論に入る。第4回の後半部ではまず、クルアーンの言語への影響について述べる。預言者ムハンマドの出身部族であるクライシュ族がメッカにおける有力氏族であり、彼らの言語が広く流通していたことを説明した後、「...クルアーンの言語は、アラブの諸部族が各々のやり方で読み、理解することができるような文法で書かれていた。...この文法によってアラブ民族の言語は一つに統一され、それによって彼らは一つのウンマ（共同体）となることができた...」と述べ、クルアーンがアラブ諸部族の言語の統一、ひいてはアラブ民族のウンマの発展に大きな役割を果たしたことを示す。

⁵ 六信とは神、天使、使徒（預言者）、啓典、来世、定命の6つで、これらの存在を信じるのがムスリムの基本的な信仰箇条となる。一方、五行とは信仰告白、礼拝、喜捨、断食、巡礼の5つで、これらを実践することがムスリムの義務である。

第5回 (*Qalam*, 1951.9: 12-14) では、クルアーンの社会への影響を論じる。ここでも、著者はアラブ民族の具体的な事例から説き起こす。「...クルアーンが下された当時、アラブ民族は分裂し、愚かにも絶えず互いに争い合っていた。...クルアーンの導きの光を受け取る事によって、彼らは徐々に一致団結し、互いに助け合うようになった。...クルアーンの社会への影響は、彼ら (アラブ民族) が一つのウンマにまとまり、高い道徳を身につけ、善行を行い、隣人を尊敬し、契約を守り、あらゆる種類の悪行を慎むようになったことである。...」。そして、このような共同体の改善・発展はクルアーンの導きによってのみなされる、と説く。「...クルアーンこそは人類の病を癒すことのできる医師である。クルアーンはアラブ民族の性格・道徳を作り変え、その結果、イスラムの初期においては、クルアーンを導きとして、人類の歴史上かつてなかったような高度な社会組織がつけられた...」。

その後、記事はイスラムにおける預言者についての解説に移る。過去に多くの預言者たちがアッラーの使徒として様々なウンマに遣わされ、それぞれの社会の発展に尽力したことが語られた後、最後の預言者としてのムハンマドの優越性が説かれる。「...過去の預言者たちは、例えるなら、部屋の一つ一つにそれぞれ明かりがもたらされ、各々の部屋のみを照らし出したようなものである。しかし、アラビア半島にムハンマドという太陽が出現した以上、もはや一つ一つの部屋を照らす明かりは必要とされない...」。そして、ムハンマドが成し遂げたアラブ民族のウンマの統一、社会の発展の成果が称賛される。

第4-5回において、記事が具体的な話題に入っていくと同時に、アラブ民族の過去の歴史についての言及が多く見られる。記事がエジプト人であるタンターウィーの著作をもとにしている以上、これは当然とも言えるが、著者バスメーが東南アジアのムスリム読者を想定した注釈やアレンジなどをほとんど加えていない点は興味深い。これはひとつには、イスラムにおけるクルアーンの根本的な重要性ゆえであろうが、同時に、タンターウィーの近代主義思想をなるべく直截に東南アジアのムスリム読者に伝えたいという意図があるように思われる。

次いで第6回 (*Qalam*, 1951.10: 25-27) では、クルアーンの道徳面への影響を述べる。この回では、アラブ民族に限らずより普遍的な道徳について、これまで以上にクルアーンの章句を豊富に引用しながら論じられる。まずはじめに、父母や年長者への敬意が取り上げられる。例えば「夜の旅」章第23-24節、「...それからまた自分の両親には、その一方、または両方ともお前のところで老齢に達した場合、できるだけ優しくいたわってやるようにと。...言葉荒らげて叱ったりしてはならぬ。丁寧な言葉遣いで話しかけよ。...『主よ、なにとぞ、この二人にあわれみを垂れ給え、幼い頃、二人が私を大事に育ててくれましたように』と祈ってやるよう。」(井筒, 1958b: 96-97) などの章句を紹介し⁶、父母や年長者、

⁶ 以下、クルアーンの章題および章句の翻訳は全て岩波文庫版(井筒, 1958a,b,c)によった。ただし、バスメーが用いているものとは版が異なるため、節の番号が微妙に食い違う。例えばこの章句は岩

指導者などへの服従と尊敬の重要性が述べられる。そして、「...イスラムは全ての人類に対して、年長者や指導者への服従を求めている。これは、社会が混乱するのを防ぎ、秩序を維持するためである」と述べ、クルアーンに示された道徳が正しい社会秩序の基盤であると主張する。

続いて著者は、クルアーンにおける道徳の基礎が“敬虔、畏れ (taqwa)”という概念であると述べる。「... (ムハンマド) はこのことを説明し、次のように仰せになった：あらゆる人々のうち、最も優れているのは神を畏れる (taqwa) 人である、と」⁷。そして、その具体的な内容は、善行を行うこと、悪行を行わないこと、アッラーを信じることの3つであるとする。

著者はさらに、「食卓」章第8節「... (自分の敵とする) 人々を憎むあまり正義の道を踏みはずしてはならぬ。常に公正であれ...アッラーを懼れまつれ...」(井筒, 1958a : 146) を参照し、「...この精神こそ、イスラムが広く拡大していく最大の要因となったものである。このために、タタールやモンゴル人などのように、イスラムを根こそぎ滅亡させようと試みた敵たちも、最後には (イスラムを受け入れ) その強力な支援者・守護者となった...」と述べて、クルアーンの道徳が公正・友好・平和主義を志向するものであることを示す。

第7回 (*Qalam*, 1951.11: 26-28) はクルアーンの学問・科学への影響を取り上げる。ここでは冒頭から、「...クルアーンこそはイスラム文明を作り出したものであり、そしてイスラムの文明こそは、既に埋もれていた古代の諸民族の学問を掘り起こし、これを発展させ、世界に学問を広めるのに貢献したのである。これが、今日のヨーロッパの“新しい学問”の基礎となったのである...」と述べられ、近代科学の起源はイスラムにあるとするタンターウィーの思想が端的に表明されている。

そして、クルアーンこそは人間の理性的思考を解放し、学問の発展に向かわせたものである、と主張される。ここでも根拠として多数の章句が引用・解説されるが、それらは例えば「イムラーン一家」章第190節「まこと、天と地の創造、夜と昼との交替、心ある者にとっては、これすなわち神兆ではないか」(井筒, 1958a : 105) のように、アッラーによる万物の創造についての認識を促す内容が多い⁸。すなわち、世界のあらゆる物事のなかに創造という神の奇跡を認識し、理性によってその秘密を探求しようとするのが学問の発展につながった、というのがタンターウィーの論理である。そのうえで、「...上に挙げた章句は全て、クルアーンが人間の理性的思考を解放してきたことの証である。ヨーロッ

波文庫版では第24-25節である。しかしあまりに煩瑣であるので、以下ではこの差異には逐一言及しない。

⁷ ここでは、クルアーン自体だけでなく預言者ムハンマドの言行録 (ハディース) も参照していることが分かる。この箇所ではバスメーは典拠を明示していないが、連載の後半になると、幾つかの主要なハディース集からの引用が増えてくる。

⁸ この引用文で「心ある者」とある部分は、バスメーのマレー語訳では「理性ある人々 (orang-orang yang berakal)」となっている。「理性 (akal)」の語は、東南アジアの近代主義的イスラム改革運動において重要なキーワードであった (Noer, 1973)。

パ人たちは、クルアーンに既に明示されていることに従って（つまり、ムスリムの知識を取り入れることによって）初めて、今日見られるような進歩に達することができたのである...」と、イスラムの近代西洋科学への影響を再度強調する。

最後に著者は「...今日でもクルアーンの内容の研究は進められ、新しい秘密が明らかにされている...」と述べる。例えば「預言者」章第 30 節「信仰なき者どもにはわからないのか、天と地はもと一枚つづきの縫い合わせであったのを、我らがほどいて二つに分けた...」（井筒, 1958b : 155）という章句について、「...現代の学者はこれを、地球と太陽の関係を表現したものと認識している」といったように、幾つかの章句を例に引き、クルアーンの内容が近代科学の成果を予見しているとする解釈を提示する。

以上から、このクルアーン解説におけるタンターウィー（およびバスメー）の主張は、
 a. クルアーンは言語・社会・道徳などあらゆる面において人類の発展の原動力であったこと、
 b. 近代西洋の発展もまた、もとはクルアーンとアラブ民族が築いたイスラム文明に起源を持つこと、
 c. 従って、クルアーンには現在の西洋文明の成果である近代科学の内容も包含されており、その教えは現在でも発展の道標として有効であること、の 3 点にまとめられる。あくまでもクルアーンを基礎に置きながら、そこから西洋化・近代化を正当化する論理を構成していることが、タンターウィーの近代主義思想の特徴である。そして、バスメーはこれをほとんど注釈やアレンジを加えずに紹介しており、この思想を東南アジアのムスリムに紹介することが彼にとって重要であったことが理解できる。

Ⅲ 記事の内容分析 (2) : ウンマの興亡と科学の発展

1. ウンマの興亡史

次いで著者は、上記の b. と c. の主張をさらに展開するべく、引き続きタンターウィーに依拠しながら、イスラムの歴史的展開に話題を移していく。第 10-14 回の 5 回にわたって、「ウンマの発展と衰退」と題し、アラブ民族を中心にイスラムのウンマの興亡の歴史が語られる。

第 10 回 (*Qalam*, 1952.2: 6-8) ではまず、「イブラーヒーム」章第 5 節「...アッラー（が過ぎ去った昔の諸民族に起し給うた）数々の出来事を憶い起させてやるがよい。あれはたしかに、辛抱づよくて感謝の心を忘れない人間には立派な神兆であるはず」（井筒, 1958b : 56）を引き、過去の歴史を学ぶことの重要性を述べる。同章で語られる預言者ムーサー（モーセ）とイブラーヒーム（アブラハム）の事蹟を参照しつつ、「（ムーサーが）預言者ムハンマドよりもかなり以前に、彼の民を闇から救い出し光へと向かわせるべく遣わされた」こと、「ムハンマドもムーサーの範にならい、同様のやり方で人々にアッラーの命令を伝えた」こと、そして預言者らのメッセージを無視した異教徒たちのウンマがいずれも災厄に

見舞われたこと、などが述べられ、過去の出来事に指針を求めることの重要性が説かれている。

第11回 (*Qalam*, 1952.4: 7-9, 32) では、タンターウィーによるアラブ民族の発展史が具体的に紹介されるが、バスメーはその前に以下のように述べる。「...イスラムのウンマの発展と衰退の歴史は、一般にはすなわちアラブ民族の歴史である。彼らこそイスラム文明の建設者であり、その発展の礎を築いた人々である。...しかしクルアーンの教えはイスラムのウンマ全体に対する導きであり、それはムラユ民族⁹にも当てはまる。...ムラユ民族の歴史を探求し、広めよ。...イスラムを受容して以来、ムラユ民族が東南アジアにおいていかに高度な文明を築いてきたか、それが今や征服され、衰退してしまった理由は何か、そして独立と主権を取り戻すための方法はどのようなものか、を明らかにせよ...」。このように、バスメーはムラユ民族の歴史を学ぶことについては将来的な課題として位置づけた上で、その模範たるべきアラブ民族の歴史の叙述に筆を進める。

ここでは、これまでの連載で述べられてきたことと重複する内容も多く、あまり目新しいところは無い。イスラム以前には分裂抗争していたアラブ民族が、イスラム受容後はひとつのウンマとして結束し、急速に力を増し周辺地域へ支配を広げていったことが述べられる。特に学問の発展に焦点があてられ、なかでもアッバース朝における学問の発展について詳細に述べられている。クルアーン解釈などイスラム諸学だけでなく、アリストテレス、ソクラテス、ユークリッド、プトレマイオスなど古代ギリシアの諸学も学ばれたこと、それら諸学は同時代のヨーロッパよりも進んでいたこと、などが述べられる。

第12回 (*Qalam*, 1952.6: 4-5, 38-39) では、アラブ民族のその後の没落について論じられる。その原因はアラブ民族がクルアーンの教えから逸脱してしまったからである、とするタンターウィーの主張は、ここまでの記事の内容から容易に理解できよう。さらにタンターウィーは、ここでも学問に注目し、諸学問の衰退が中でも最も主要な原因であったと考える。「... (現在の) ウラマーたちは、礼拝について、喜捨について、売買や財産 (に関する法) についてなどはたくさんの著作を書いているのに、何故、自然の秘密を探求すること、天文学、動物学、植物学、地質学などについては書かないのか。...これらは今まで軽視されてきたが、それこそが我々の没落の理由である。我々の祖先がかつてこれらの諸学問を探求し、その発展を極めたことを思い起こすべきである...」。

2. ウンマの盛衰と科学の発展

これを受けて、続く2回では学問・科学の問題に再度焦点があてられ、さらに詳しく叙

⁹ ここでバスメーが「ムラユ民族 (Bangsa Melayu)」というとき、彼が英領マラヤのマレー人のみを想定していたのか、あるいはインドネシアも含めた広いマレー・イスラム世界を想定していたのかは定かではない。

述される。第13回 (*Qalam*, 1952.8: 6-10) では、“いかにしてイスラムの諸学問がヨーロッパへ移転されたのか?”というテーマが論じられる。12世紀までのイスラム諸学の成果がモンゴルの征服活動やイベリア半島のレコンキスタを通じてヨーロッパにもたらされたことなどが説明された後、西洋の諸学問に影響を与えたイスラムの学者たちが数多く紹介される。例えば、9-10世紀に活躍し、12世紀に翻訳を通じてヨーロッパにも広く名を知られた天文学者バッテリー (Abu Abd Allah al-Battani) について、「...西洋人にはアルバテグニウス (Albategnius) の名で知られた。880もの星を収録した一覧表を作成したり、“太陽系”についての研究でも知られる...」などと述べられる。また、ラテン名ラーゼス (Rhazes) として知られた医者・哲学者ラーズィー (Abu Bakr Muhammad ibn Zakariya al-Razi) について、「...医学の分野で貴重な成果を残し、化学の分野では、フランスの化学者ラヴォワジエ (1743-1794) に先駆けて元素についての研究を行った...」と説明するなど、ヨーロッパの諸学問の先駆けとなった事例を強調する。その他にも、西洋ではアヴェロエスの名で知られ、アリストテレスの注解書を執筆したことで西洋哲学に大きな影響を与えたイブン・ルシュド (Abu al-Walid Muhammad ibn Rushd) の例や、解剖学や眼科医学、動物学や化学など様々な学問分野における同様な事例が紹介される。

次いで第14回 (*Qalam*, 1952.9: 36-39) では、イスラムを引き継いだ西洋近代文明によって諸科学がどのように発展したかが紹介される。先述のバッテリーに強い影響を受けたと言われる16世紀の天文学者ティコ・ブラーエ (Tycho Brahe) にはじまり、ガリレオ・ガリレイ、ニュートン、デイドロ、ラヴォワジエ、ジェンナー、シュリーマン、エジソンなど、様々な学問分野で活躍した人物が次々に取り上げられ、その功績が列挙される。その一つ一つについてイスラムの諸学問との関連が述べられるわけではないが、例えばニュートンについて「...ヨーロッパ人たちは、彼が初めて“引力”を発見したと思っているが、実際にはこの知識は彼より600年も前にムスリムによって発見されていた。とは言え、このイギリス人科学者は他にも多くの発見をしており、その偉大さには変わりはない...」と述べるなど、イスラムの先進性を主張する箇所も見られる。末尾で著者は「...現代では、科学はますます進歩している。例えばペニシリンや原子爆弾のように、人類にとって有益なものや危険なものが数多く生まれている...」と述べて、科学の進歩に対する読者の注意を喚起している。

以上のように、前節で述べたクルアーン解釈を基盤として、タンターウィーは独特の歴史認識を構成し、それに基づいて学問・科学の発展の重要性を強調する¹⁰。彼にとって、

¹⁰ 自然科学との整合性という問題はクルアーン解釈学における大きなテーマの一つであり、近代科学とクルアーンの関係を扱ったウラマーがタンターウィーだけであつたわけではない。だがそうした中にあつても、タンターウィーは近代科学の紹介・導入に非常に積極的であり、あまりにも恣意的にクルアーンを解釈しているとの批判も受けていた。これはタンターウィーがウラマーであると同時に、西洋の植民地支配に対抗するためにはエジプト社会の近代化が必要不可欠であるとする改革主義者でもあつたことによる (Jansen, 1980: 44-46)。

学問や科学とは即ちクルアーンに込められた秘密、神の啓示を探求し発見する営みであり、その営みはかつてのイスラム文明から西洋近代文明に継承された。従って、イスラムのウンマにとって、近代科学の導入は西洋の模倣や服従などではなく、クルアーンの教えに従うことなのである。この論理が、彼の近代主義改革思想の基盤となるものであった。また、ここでもバスメーは、アラブ民族の歴史をもとに形成されたタンターウィーのこのような論理を直接に『カラム』読者に提示し、東南アジアのムスリムにとっての模範として紹介している。

IV 記事の内容分析 (3) : 社会的倫理・道徳の指針としてのクルアーン

では、“クルアーンの教えに従った”近代化とは、具体的にはどのようなことか。単なる「世俗化」との違いはどこにあるのだろうか。連載後半でバスメーはそうした問題に焦点を移していく。扱われるテーマは主として、第一に社会的倫理・道徳の指針としてのクルアーン、第二にイスラム法をめぐる諸問題である。ここでは、タンターウィーの思想の忠実な紹介に終始した連載前半と異なり、様々な思想家・運動家の思想が引用される。とともに、マラヤを中心に東南アジアのムスリムを取り巻く具体的な現状に対する言及が増えており、前半において解説された近代主義改革思想を現実の社会にどのように適用するかという問題が論じられる。

1. 飲酒・賭博の禁忌

連載第15回と16回では、飲酒と賭博の禁忌について論じられている。この二つの禁忌はクルアーンでも繰り返し明言されており、イスラム法で明確に禁じられたものであることは言うまでもない。第15回の冒頭 (*Qalam*, 1952.10: 19) でバスメーは次のように述べる。「植民地支配者が被支配者の精神を墮落させる道具のひとつが酒と賭博である。この二つの社会的病弊は、西洋文明の産物としてイスラム世界に入り込んでおり、今や西洋教育を受けた人々の多くは、この二つを嗜まないのは遅れた、非文明的な人々だと思っている...」。このように、著者は植民地支配下での西洋化・近代化が飲酒や賭博といった悪徳を社会に蔓延させたと指摘する。そして、クルアーンから「牡牛」章第216節「酒と賭博についてみんながお前に質問して来ることであろう。答えよ、これら二つは大変な罪悪ではあるが、また人間に利益になる点もある。だが罪の方が得になるところより大きい、と」(井筒, 1958a: 53) などの章句を紹介し、イスラムにおいてこの二つが禁忌であることを強調する。また、預言者ムハンマドのハディース「酩酊を引き起こすものは全て酒であり、あらゆる酒は禁忌である」を引用し、クルアーンに明記されていないもの(例えばビールなど)も含めて飲酒が全て禁忌であることを説く。

さらに著者は、「...西洋の理性ある医師たちは既に、酒が人体にとって危険であることを調査し、解明している。これに対して一部の人は、酒の歴史は古く、世界中のあらゆる民族が酒を飲んできた、と述べて強く反論している。...このように現代の西洋人たちは酒の人体への危険について論争している」と述べ、西洋近代社会においても飲酒が問題とされていることを述べる。そのうえで「...このことについては既に1,300年も前に、預言者によって、酒は危険であり薬として用いるべきものではないことが明らかにされている...」と論じ、イスラムの西洋文明に対する先進性を主張しつつ、再度読者に対して飲酒を慎むよう警告を行っている。

第16回 (*Qalam*, 1952.11: 43-44,46) では、賭博の問題が同様に論じられる。「... (賭博は) イスラム法では明らかに禁忌であり、それによって得た利益は不浄である。しかしこの国 (筆者注: マラヤ) では、他の国々と同様、民族の発展のための資金を得ることを目的に、ムスリムの間に賭博を大規模に広めることを支持する人々がいる。一部の人々にいたっては、クルアーンの中では「宝くじ (lottery)」という言葉は使われていないから、これはイスラム法が禁じる賭博には当たらない、などと論じる...」。これに対して著者は、ラシード・リダーなどの見解を引用し、宝くじも賭博の一種であり明らかに禁忌であることを説く。そして、公営賭博の導入を支持する人々に対し、「...ある人が賭博をするかどうかは個人の問題である。しかし、イスラムの社会において、賭博をするようにウンマを唆したり、賭博を公認したりすることは、全てのムスリムが拒否しなくてはならない...。賭博をするように仕向けられた民族は、自ら闘争心の芽を摘み取ってしまうようなものであり、自立することができないだろう...」と述べ、厳しく批判している。

以上のように、著者は飲酒や賭博といった問題を西洋化・近代化によってもたらされた悪徳として位置づけ、クルアーンの価値観に基づいてこれらを社会的害悪として批判する。ここで注意すべきことは、著者が近代化そのものに対してはある程度肯定的な意見を持っているという点である。先述のように、連載前半の記事において著者はタンターウィーに依拠しながら、西洋近代文明ももとはイスラムを継承したものであると述べ、近代科学の様々な成果を詳細に紹介し、その発展を称賛している。近代科学の知識や技術を肯定的に評価する一方で、飲酒や賭博といった問題を西洋化・近代化の負の側面として位置づけ、これを改善するための手段として、すなわち近代社会における社会的倫理・道徳の規範としてクルアーンの教えを位置づけるのが著者バスメーの意図であると言えよう。

2. 夫婦の絆

同様に社会的倫理・道徳に関するテーマとして、連載第27回 (*Qalam*, 1953.11: 30-32) では夫婦の絆について論じられている。冒頭、著者は「ルーム」章第20節、「...お前たちのために、お前たちの体の一部から妻を創り出し、安んじて馴染める相手となし、二人の

間には愛と情を置き給うた...」(井筒, 1958b: 269)を引用し、夫婦の結びつきは神によって創られた聖なるものであると指摘する。そして、「...この聖なる絆は...しばしば多くのムスリムによって、特に夫の側の無知に基づく抑圧や虐待によって汚されてしまっている...」と述べ、現代における夫婦の絆の弱まりを批判する。ここでは西洋化・近代化がその要因であるとは明言されていないが、現代における道徳的退廃と、これを改善する手段としてのクルアーンの価値、という構図は先述の記事と同様である。

次いで著者は「牡牛」章第228節「...元来、女は自分が(夫に対して)なさねばならぬのと同じだけのよい待遇を(夫からも)受ける権利がある。とはいえ、やはり男の方が女よりも一段高いことは高いけれど...」を取り上げ、イスラムが夫と妻に平等の権利を与えていると説く。男が女より一段上、とされている箇所については、男性が女性を抑圧・支配するという意味ではなく、女性を導き、庇護を与える立場であることを意味するものと説明される。さらに著者はこの章句に関して、ムハンマド・アブドゥによる以下のような解説を紹介する:「イスラムが女性に対して与えたこのような高い地位は、それ以前のどの宗教も、またイスラム以外のいかなるウンマも達成できなかったものである。西洋のウンマは高い文明を持ち、女性を尊重し教育の機会を与えているけれども、いまだ女性に対してイスラムにおけるのと同等の高い地位を与えてはいない。例えば一部の西洋の法律では、女性が夫の承認なしに財産を売却することを認めていないなど、イスラムが1,300年も前に女性に与えた権利が認められていない...」。アブドゥが具体的にどのような「西洋の法律」を指してこのように述べているのかは定かではないが、このようにして著者はイスラムが女性に高い地位を与えたのだと論じ、西洋文明に先行するものとしてのイスラムの優位性を主張する。

記事は続けて、信仰の堅持や善行の実践は男女いずれにとっても平等に義務であること、学問に励むことも男女いずれにも奨励されるものであること、またこれらに対する来世での報いも男女平等であることなどを説明していく。一方で興味深いのは、家事についての著者の説明である。著者によれば、ウラマーの大多数は、イスラム法において炊事や家事は必ずしも女性の義務ではないという見解であるという。しかし著者は、ラシード・リダーが述べるこれに対する反対意見を支持する。リダーは預言者ムハンマドとその妻ファティマの関係を範例として取り上げ、炊事や家事は妻にとって義務であるという見解を示し、夫と妻がそれぞれ家の内と外の仕事を分担するのは自然の理にかなったことであると主張する。著者もこれに従い、「...夫は神によって妻を導く立場を与えられたが、これは夫が妻に対して生活の糧を与え保護する義務を負うからである。妻は夫に対して良く従順である義務を負う...」と述べてこの記事の結論としている。このような夫婦の役割分担の強調も、明確に述べられてはいないが、西洋化・近代化の負の側面に対する懸念、すなわち、伝統的な家族の機能や役割が失われることに対する懸念を反映したものと理解できる。いずれにせよ、社会的倫理・道徳に関する問題における指針としてクルアーンを紹介

するという記事の意図は明らかであると言えよう。

3. 倫理・道徳と民族の発展

上記のような社会的倫理・道徳に関する著者の意見は、連載第23回「道徳の悪化は災難の結果ではない」においてさらに明確に主張される（*Qalam*, 1953.8: 36-37）。著者は以下のように述べる：「...一部の人々は、ある民族の道徳の退廃は、社会の組織に欠陥があり、正義が行われず、様々な災難に見舞われることによって引き起こされる、と主張する。この解釈は、実際のところ真実ではない。...ある社会における（物質的な）豊かさや繁栄は、通常、道徳の退廃や悪行の横行を生み出す。カールーンやフィルアウン¹¹の物語を読むが良い、あるいはイスラムのウンマが繁栄を極めた後の歴史を、さらには、ゴムの価格が高騰してマラヤ全土が繁栄に沸き返った時のことを考えてみるが良い...」。すなわち、物質的繁栄、現世における利益の追求が社会的倫理・道徳を退廃させると主張するのである。そして、優れた道徳は物質的繁栄によってではなく、「祖先から子、孫へと伝えられる霊的導きによって」生み出されるものであり、そのような霊的導きはクルアーンの中のみ見出される、と論じる。

さらに重要なのは、同記事においてバスメーが「宗教に関する権限を握っている我々のスルタンたち」に対して、「...最も重要なのは信仰心である。信仰ある人々のとるべき態度は、クルアーンの中に明示されている。王たちはまず自らの中に信仰の輝きを実現して見せ、次にそれを広く民衆にもたらす義務がある」と述べている点である。独立を目前にした当時のマラヤにあって、近代国家としての発展とクルアーンに基づく社会倫理・道徳の確立を両立させようとしたバスメーは、そのための手段として、マレー世界の伝統的権威であるスルタンたちに訴え、クルアーンに基づく信仰心を基盤とする社会的道徳の模範となることを求めたのである。記事の末尾で著者は「...健全で強力なウンマを形成したのであれば、我々は心を信仰で満たし、独立の獲得に向けて邁進し、民族と宗教の主権を手にしなくてはならない」と主張し、信仰心と優れた道徳の確立を民族の独立と発展にも繋がるものとして位置づける。

以上のように著者は、西洋化・近代化の負の側面として飲酒や賭博などの悪習の蔓延・社会道徳的退廃を指摘し、これに対する道徳的指針としてクルアーンの教えを位置づけ、クルアーンに基づく信仰の堅持を人々に訴える。先にも触れたが、この主張は連載前半における主張、すなわちイスラム文明を継承発展したのものとして西洋近代文明を位置づけ、その知識や科学技術を高く評価し、そうした近代文明の導入による発展を目指す主張といわば表裏一体のものとして理解するべきであろう。近代文明の成果の導入を正当化する一

¹¹ いずれもクルアーンに登場する人物で、カールーンは自らの巨富を鼻にかけて高慢な振る舞いをしたために神罰を受けた人物、フィルアウンはムーサーに敵対したエジプト王のことである。

方で、近代化による物質的利益の追求が社会的倫理・道徳の退廃をもたらすことを危惧し、これに対する処方箋としてクルアーンの教えに基づくイスラムの信仰を主張するのが著者の立場である。

V 記事の内容分析 (4) : ウンマとイスラム法

ここまでの分析からも分かるとおり、この連載記事は基本的には政治的色彩が極めて薄いのの特徴である。しかし、前節の末尾で触れたように、独立前夜のマラヤの政治状況に著者バスメーも無関心であったわけではない。連載第 19-21 回では 3 回にわたり、「様々な時代・場所に適応したイスラム法」と題してイスラム法の問題が扱われている。

1. ムスリムのイスラム法認識

まず第 19 回 (*Qalam*, 1953.3: 17-18,32) の冒頭で、著者は「我々ムスリムのうち多くの人々、特に西洋教育を受けた人々は、イスラム法を“腐った”もの、20 世紀の現代において独立国家の憲法として適用するには適さないものと考えている。この誤った考えに基づき、我々のうち一部の人々は、マラヤが近く独立した時の統治のあり方についてインド式や西洋式、日本、中国、シャム式など様々な方法を考えている。そうした諸外国の方式がより進歩的であると考えているのである…」と、当時のマラヤでの独立をめぐる議論を批判する。著者にとっては、独立後のマラヤの統治がイスラム法に基づいてなされるべきであることは当然の前提である。

イスラム法を軽視する人々の風潮について、著者は同時代のエジプトの法学者で、ムスリム同胞団の中心メンバーであったとされるアブドゥルカディル・アウダ ('Abd al-Qadir 'Awdah) という人物による『イスラム：信者たちの無知とウラマーたちの弱体』と題された著書を参照し、これに基づいて批判を展開する。

まず著者はムスリムを 3 種類の人々に分類し、それぞれのイスラム法に対する認識を論じる。無学な人々、西洋教育を受けた人々、イスラム教育を受けた人々の 3 種類である。第一の無学な人々については、基本的な宗教義務に関する表面的な理解を除いてイスラム法に関する知識や理解は持たず、習慣的に礼拝などの義務を果たしている人々である、と規定する。著者は、彼らは知識のある人々に影響されやすく、イスラムに関係する（と彼らが思っている）事柄においてはイスラム知識人の影響を受けやすいが、イスラムとは関係ない（と彼らが思っている）事柄については西洋教育を受けた知識人の影響を受けやすい、と指摘する。そして、現世におけるあらゆる事柄はイスラムに関わりがあるのであり、あらゆることについてイスラム法に従わなければ完璧な信仰とはいえない、ということをも彼らに対して明らかに説明することができれば、ウラマーたちは彼らに対して影響力を持

てるのだが、ウラマーたちはこれを軽視してきた、と論じ、ウラマーの一般民衆に対する無関心を批判する。

第二の西洋教育を受けた人々については、イスラム法に関する知識は一般のムスリムと大差ないこと、にもかかわらずイスラムのウンマにおいて権力と影響力を持っており、国際社会においてイスラムのウンマを代表していることを指摘する。そして、彼らもムスリムであり、内面の信仰は確固たるものであるし、宗教について学ぼうという意志も持っているのだが、難解な宗教書を読む能力がないためにイスラム法に対する理解が深まらない、と指摘し、もし新しい方法で編纂された宗教書があれば、彼らもイスラム法について学び、理解することができるかもしれない、と論じる。

著者はさらに、これら西洋教育を受けた人々がイスラム法の適用に反対する論拠を列挙する。それらは、①イスラム法は国家や政治とは無関係である、②イスラム法は現代には適合しない、③イスラム法の多くは暫定的な規定であり、現代には適用されない、④そのままのかたちで適用すれば諸外国からの非難を受けるような規定が含まれている、⑤イスラム法とは実際にはクルアーンやスンナから生まれたものというより、ウラマーたちの思考の産物に過ぎない、というものである。著者はこれらを、イスラム法に対する無知と西洋教育の影響から生まれた議論であるとして批判する。この問題は続く連載第 20-21 回において詳細に論じられる。

第三の人々、イスラム教育を受けた人々については、宗教問題に関しては大きな影響力を持っているが政治的影響力は皆無であること、西洋の法が導入される以前はあらゆる分野において影響力を持っていたが、西洋法の導入後はイスラム法の適用が家族法を中心とする狭い範囲に限定され、彼らの影響力も弱まってしまったことが述べられる。そして再度、「...西洋教育を受けた人々は、イスラムをひとつの宗教であり政治とは関わりのないものであると考えている...彼ら西洋教育を受けた人々もムスリムなのだから、ウラマーたちは彼らに対してイスラムの真理とイスラム法について説明するべきである...」と主張される。

以上のように著者は、西洋教育を受けた人々がイスラム法に関する知識が不十分なまま政治的権力を握っていることを批判し、一方でイスラム教育を受けたウラマーたちに対しては、イスラム法の知識を人々に広め、自分たちの影響力を拡大する努力を怠ったとして批判する。そして、政治的実権を握っている西洋教育を受けた人々がウラマーからイスラム法について学ぶことが解決策として提示される。イスラム法の全面的な適用を主張する一方で、ウラマーが政治的権力を握るべき、と主張されるわけではない点が、著者の近代主義的思想の特徴である。

2. イスラム法適用への反対論とその批判

連載第20回 (*Qalam*, 1953.4: 35-39) と第21回 (*Qalam*, 1953.5: 19-22) では、先述した西洋教育を受けた人々によるイスラム法適用反対の5つの論拠について、引き続きアブドゥルカディル・アウダの著書に基づいて詳細に論じられる。

まず①イスラム法は国家や政治とは関係ないものである、との主張に対しては、クルアーンとスンナにはそのようなことはどこにも書かれていない、西洋教育を受けた人々は西洋の法における政教分離の原則を当然のものと思い、イスラム法も同様であると考えのだろうが、イスラム法はそのようなものではない、と反論する。そしてその根拠として、クルアーンの中には殺人者や盗人など犯罪者を処罰する規定やそれらの悪事を禁止する内容などが含まれており、これらは宗教ではなく統治に関わることであることなどが説明される。

さらに著者は「協議」章第36節「...どんなことも互いによく相談し合い...」(井筒, 1958c:112)などの章句を引き、クルアーンにおいては合議制 (*syura*) の原則によって統治すべきことが命じられている、と述べる。あるいは「女性」章第61節「...また他人の間を裁く場合には、公正を旨として裁くように...」(井筒, 1958a: 120)などを挙げて、クルアーンが正義・公正に基づく統治を義務付けている、と述べる。このようにして著者は、クルアーンが政治に関わる様々な規定をも含むことを示す。他にも、戦争と和平について、契約の締結について、貧者への施しや救貧院の設立とその扱いについてなど様々なことがクルアーンにおいて定められていることを解説し、「...要するに、クルアーンは世俗の様々な事柄を礼拝や信仰に関する事柄よりも低く扱うなどということはない。...クルアーンは宗教と道德の基礎の上に立って世俗の事柄を扱っており、これに基づいて人々を導く政治の道筋を定めている...」と、クルアーンが国家や政治の問題に深く関わっていることを論じる。

次に②イスラム法は現代には適合しない、という主張に対しては、根拠が明確でなく、無知に基づく主張に過ぎない、とした上で、反論を展開する。著者はまず、「部屋」章第13節「...我ら(アッラー)はお前たちを男と女に分けて創り、お前たちを多くの種族に分ち、部族に分けた。これはみなお前たちをお互い同士よく識り合うようにしてやりたいとおもえばこそ...」(井筒, 1958c:165)や預言者ムハンマドのハディース「アラブ人がペルシア人より優れていたのではなく、優れていたのは信仰心だけである」を挙げて、イスラム法は既に1,300年前に「人類の平等」という原則を定めていた、と主張する。そして「...彼ら無知な人々(イスラム法の適用に反対する人々)が自慢する人定法がこの原則を知ったのは、ようやく18世紀末になってからである。しかもヨーロッパ諸国やアメリカでは、この原則は狭い範囲でしか適用されておらず、例えば肌の色による差別が未だに存在する」と述べて、西洋近代の人定法に対するイスラム法の先進性・優位性を主張する。

著者は同様に、思想・信仰・言論などの自由の原則や、正義・公正の原則など、西洋近代の法において原則とされるものをひとつひとつ取り上げ、それらのいずれもイスラム法

において既に早くから確立されていた、と主張し、従って、イスラム法が現代に適用できないなどということはない、と論じる。

③イスラム法の多くは暫定的な規定であり、現代には適用されない、との主張に対しては、イスラムは完全なる宗教であり、全てのイスラム法は終末の日まで永遠のものである、と反論する。さらに、もし一部の法が暫定的なものに過ぎないとすれば、人々がそれぞれの欲望に従って勝手に法を破棄してしまい、やがて法が消滅してしまうだろう、と述べている。

④そのままのかたちで適用すれば諸外国からの非難を受けるような規定が含まれている、との批判については、「...彼らは“石投げ”や“腕を切り落とす”といった刑罰は今日では適用できない、なぜならイスラム諸国はまだ力が弱く、また国内にいる多数の外国人たちはそのような刑を受け入れず、諸外国はこれを非難するだろうからだ、と主張する...」と解説する。これに対する反論として、著者は「食卓」章第 48 節「...人間をこわがってはならぬ、このわし（アッラー）をこそ恐れよ。わしのつかわした神兆（啓示）を安値で売ってはならぬぞ。アッラーの下し給うた（聖典）に拠って裁き事をせぬ者は全て無信の徒であるぞ」（井筒, 1958a: 154）を挙げ、そのような“残虐な”刑罰であっても諸外国からの非難を怖れて適用しないことは許されない、との見解を示す。

しかしその一方で著者は、石投げの刑罰は現代ではほぼ名前だけの刑罰である、と付け加える。石投げは姦通の罪に対する刑罰であるが、イスラム法の規定に従い、証人を立てて姦通の罪を証明することは極めて困難であるからである。すなわち著者は、たとえイスラム法を全面的に適用したとしてもそのような“残虐な”刑罰が実際に行われることにはならない、との見解を示している。

⑤イスラム法とは実際にはクルアーンやスンナから生まれたものというより、ウラマーたちの思考の産物に過ぎない、という批判に対しては、「...明らかに誤りである...イスラム法は様々な理論や原則を内包した豊かな法としてもたらされたのであり、ウラマーたちはこれを解釈し解説しているに過ぎない...」と反論する。そしてその証明として、自由、平等、公正といった諸原則が、人類がそれを考え出すより以前にクルアーンの中に確立されていた、という主張が再び詳細に論じられる。他にも、例えば「...“場所や状況が違えば法の適用も異なり得る”という理論も、法学者たちが作り出したものではなく、クルアーンの本文の中に以下のような神の御言葉として描かれている：“...この宗教では、お前たちに何一つ辛いことは無理に強い給わなかった...”¹²」といったように、イスラム法の原則や理論がすべてクルアーンやスンナから導き出されたものであり、ウラマーの創作などではないことが繰り返し主張される。

最後に著者は、西洋教育を受けた人々がイスラム法について深く学ぶことを望む、と繰

¹² 「巡礼」章 77 節（井筒, 1958b: 178）。

り返して、このテーマを結んでいる。

以上のように、著者はイスラム法の全面的な適用を強く主張する議論を展開しているが、その議論は、現代社会の状況を批判しそれに対する解決策としてイスラム法の導入を主張するというよりは、イスラム法がいかに現代社会の諸原則や諸価値に合致するものであり、現代社会にも適用し得るものであるかを論証しようとするものになっている。自由・平等・公正といった諸原則や合議制などの諸制度がクルアーンの中に既に見出される、と主張することは、実質的には、それらの諸原則に拠って立つ西洋の法が適用された現代社会の状況を肯定するものと言える。また著者はイスラム法の適用を主張しつつも、ウラマーが政治の実権を握るべきと主張するわけではなく、現実には統治を担う西洋教育を受けた人々がイスラム法について学び、これに基づいて統治を行うべき、と主張する。

おわりに

『カラム』誌上の連載記事「クルアーンの秘密」の分析から、著者バスメーの近代主義思想は以下のように理解することができる。

バスメーは連載前半において、タンターウィーの議論を基盤に以下のような主張を展開する：アラブ民族はかつてクルアーンの啓示に従って学問と科学を発展させ、偉大なイスラム文明を築いた。西洋近代文明はかつてのイスラム文明の繁栄を継承し、さらなる発展を遂げたものであり、その起源はイスラム文明にある。かつて西洋がイスラム文明、特にその科学と学問の成果を取り入れて発展を遂げたように、今度はイスラム世界が逸脱と停滞から抜け出し、西洋近代文明の科学と学問の成果を取り入れることで発展への道を進むべきだ。これは、あくまでクルアーンに絶対的な価値を置きながら西洋化・近代化を正当化する論理であると言える。

一方、連載後半において展開された社会的倫理・道徳に関する議論は、上述の主張といわば表裏一体をなすものと言える。すなわち、特に知識や科学技術といった面において近代文明の成果の導入を主張する一方で、近代化が社会的倫理・道徳の退廃をもたらすことを危惧し、道徳的指針としてのクルアーンの価値を強調するものである。

イスラム法をめぐる議論も同様に、「クルアーンには西洋近代文明の成果が既に内包されている」という主張を下敷きにすることで、一方でマラヤ独立後におけるイスラム法の全面的な適用を当然の前提としながらも、他方では自由・平等・公正などといった西洋近代法が拠って立つ諸原則を肯定的に論じている。また、西洋教育を受けたエリートが政治の実権を握ること自体は否定せず、彼らに対してクルアーンとイスラム法についてより深く学ぶことを求める。西洋近代的な統治制度を肯定しつつ、その基盤となる諸価値・諸原則をイスラムに基づくものとして位置付けなおすのが彼の主張である。

現代において“イスラム法の全面的な適用”のような主張はすなわち“イスラム原理主義”

であり、反欧米・反世俗主義であるといったように理解されやすい。しかし、この連載記事において、バスメーが“イスラム法の全面的な適用”を主張するに至る論理の構成を分析してみると、それは単純な反欧米・反世俗主義といったものではなく、むしろ、近代的な公共空間において“宗教”に割り当てられる役割をある程度受け入れつつ、クルアーンとそれに基づくイスラム法の価値観をそれに適合させ、クルアーンの精神を現代社会の中で実現させる方法を探ろうとするウラマーの試みとして位置づけるべきであろう。

本論で取り上げたバスメーの思想分析は、東南アジア・イスラム史の中で近代主義改革思想の系譜的位置づけを再考するためのわずかに1つの事例に過ぎない。しかし、近代主義思想の再評価が現代のイスラム運動を理解する上でも重要であることは明らかであると考えられる。この点についての更なる考察は今後の課題としたい。

〈資料・参考文献〉

日本語

井筒俊彦訳 (1958a) 『コーラン (上)』岩波文庫。

井筒俊彦訳 (1958b) 『コーラン (中)』岩波文庫。

井筒俊彦訳 (1958c) 『コーラン (下)』岩波文庫。

山本博之 (2003) 「東南アジアにおけるムスリム同胞団の成立と初期の活動について」『ODYSSEUS 東京大学大学院総合文化研究科地域文化研究専攻紀要』7、pp.59-73。

横田貴之 (2006) 『現代エジプトにおけるイスラームと大衆運動』、ナカニシヤ出版。

英語

Abudullah, Taufik (1971) *Schools and Politics: the Kaum Muda Movement in West Sumatra (1927-1933)*, Ithaca: Cornell University.

Baljon, J.M.S. (1961) *Modern Muslim Koran Interpretation (1880-1960)*, Leiden: E.J.Brill.

Jansen, J.J.G. (1980) *The Interpretation of the Koran in Modern Egypt*, Leiden: E.J.Brill.

Laffan, Michael Francis (2003) *Islamic Nationhood and Colonial Indonesia—The Umma below the Winds*, London/New York: Routledge Curzon.

Lia, Brynjar (1998) *The Society of the Muslim Brothers in Egypt: The Rise of an Islamic Mass Movement 1928-1942*. Reading: Ithaca press.

Noer, Deliar (1973) *The Modernist Muslim Movement in Indonesia 1900-1942*, London: Oxford University Press.

Qalam no.10-47 (1951.5.-1954.6) , Singapore: *Qalam* Press.

Roff, William (1972) *Bibliography of Malay and Arabic periodicals published in the straits settlements and peninsular Malay states 1876-1941 : with an annotated union list of holdings in Malaysia, Singapore and the United Kingdom*. London: Oxford University Press.